

「プラスチック」リサイクル開始します







プラスチック資源循環促進法が令和4年度からスタートしました
 プラ容器を対象に庁舎内の回収ボックスで拠点回収を試行します
 環境負荷の低減、持続可能な地域社会を目指しましょう

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



【対象品目】

品目（色）	出せるもの	識別マーク
プラ容器 透明/白色 	・弁当総菜・デザート等のプラスチック製の容器 ・卵パック、商品袋（ホ ^o リ袋）	
食品トレイ 白色のみ 	・生鮮食品や弁当総菜等の容器包装に使用するもの ※つま楊枝を簡単に刺せる	

【出し方】

- ①. 識別マークを確認ください（ただし、色/模様があるものは除く）
- ②. 値札シールやビニールなどは全て外してください
- ③. 中身を使い切り、汚れを除いてください（水で流す、ふき取るなど）
 ※残りかす・汚れがあるものは「可燃ごみ」で出してください

【設置場所（庁舎）】

施設名	受付時間	休日
本庁・各支所	9時～17時 (水曜19時まで)	土・日曜・祝日 年末年始



【小売店等の拠点回収】

- ・エコショップなど市内小売店等で資源ごみのボックス回収を実施しています。お買い物の際には是非ご利用ください。
- ・取組店の情報は、QRコードから確認できます。



脱炭素 / 環境負荷の少ない社会 あなたの一步から！